

成年被後見人に選挙権 今夏参院選から

「また投票に行ける」

サポート体制 選管の課題に

成年後見人が付いた人は選挙権を失うとした規定を削除し、成年被後見人に選挙権を付与する改正公職選挙法が27日、参院本会議で全会一致で可決、成立した。約13万6千人(昨年末時点)の選挙権が回復し、今夏の参院選から適用される。成年被後見人や家族らは「また投票に行ける」と、待ち望んできた1票の回復に喜びの声を上げた。



議場に向かって手を振る成年被後見人の名尾耶匠さん(前列左)、浅見寛子さん(2列目右)ら(27日、参院本会議)

◆投票を補助 今回の改正公選法は、被後見人に認められる代理投票の際に必要な補助者について「投票管理者

が投票所の事務に従事する者のうちから定める」と規定した。東京都選管によると、これまでも知的障害者が投票用紙に候補者名を書けない場合などには区市町村の職員2人が補助。1人が投票する候補者を確認して代筆し、もう1

人が不正がないかチェックしている。成年被後見人についても同様の対応をする。ただ、どの候補者に投票したいのか確認が難航することも想定される。都内の区選管幹部によると、過去には知的障害者の意思が確認できず、付

◆成年後見制度 知的障害や認知症などで判断能力が不十分な人の財産管理、契約などを支援するため、本人などの申し立てを受けて裁判所が「後見人」を指定する制度。2000年に禁治産・準禁治産制度に代わって導入された。

◆現場に困惑も 不在者投票での不正防止のため、改正法は、区市町村や選挙管理委員会の職員らを立ち会わせて「公正な実施の確保に努めなければならない」と定めた。

◆訴訟は継続 成年被後見人に選挙権を与えないとしたこれまでの公選法の規定について、3月の東京地裁判決

支援者ら笑顔 「ダメかと 思っていた」

「立会人に誰を選べばいいのか分からない。人線りにもドをつけるために、国は早めに基準を示してほしい」と注文する。知的障害者の投票を支援してきた元施設職員、柴田洋弥さん(69)は「家族らとは意思疎通できても、初対面の選管職員とはうまく話せない障害者もいるだろう」と指摘。「代筆などの単純な補助だけでなく、何とか本人の意思をくみ取り、投票できるようにするサポートの仕組みを導入すべきだ」と話している。

参院本会議で27日午後、公選法改正案が全会一致で可決されると、傍聴席で見守っていた約20人の成年被後見人や支援者は表情をほころばせた。知的障害者の浅見寛子さん(57)は「埼玉県神川町では記者会見で「うれ

しい。(埼玉県で暮らす)兄と投票に行きたい」と笑顔。姉で成年後見人の豊子さん(65)は「東京都目黒区でも「私が生きていく間は(法改正は)ダメかと思っていた」と晴れやかな表情を浮かべた。寛子さんは2008年に交通事故に遭って負

傷。加害者を相手に訴訟を起こすために豊子さんが後見人に就いたが、公選法の規定によって寛子さんは選挙権を失うことになった。「選挙が大好き」と投票にほぼ欠かさず行っていた寛子さんは「お姉ちゃんのせいで選挙に行けなくなった。豊

子さんは「何としても妹の選挙権を取り戻す」と心に誓い11年から寛子さんが原告となって国を相手に訴訟を続けてきた。同種訴訟で東京地裁の違憲判決を勝ち取った原告、名尾耶匠さん(50)は「茨城県牛久市での父で後見人の清吉さん(81)は「重要な権利を守るきっかけを作ったこと」大変誇りを持っている」と胸を張った。

は違憲で無効と判断。自民、公明両党は5月に立法府として重く受け止めて、公選法の改正に早急に取り組みべきだ」として法改正案をまとめた。野党も法案の共同提出者に名を連ねて協力し早期の法改正につながった。ただ、法改正のきっかけとなった訴訟について、政府は違憲判決が直ちに確定すると混乱を招く恐れがあるととして東京高裁に控訴。新藤義孝総務相は21日の記者会見で「選挙権付与に反対するわけではないが、裁判は裁判として手続きにのっとっていく」と説明した。控訴審は7月17日の第1回口頭弁論で即日結審し、夏にも判決が言い渡される見通し。原告側の弁護団によると、法改正によって被後見人が選挙権を求める理由がなくなるため、一審判決が破棄され原告の請求は却下される可能性が高いという。